

土海第814号  
平成30年11月9日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

沖縄県知事 玉城 康裕

### 執行停止決定の取消し要求及び審査の申出の事前通知について

平成30年8月31日付けで本県が行った普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認の取消し（沖縄県達土第125号及び沖縄県達農第646号）について同年10月16日付けで沖縄防衛局長が行った執行停止の申立て（沖防第5116号）に対し、貴職は同月30日付けで執行停止決定（以下「本件執行停止決定」といいます）をしました。

しかし、公有水面の埋立承認については、処分の名宛人が国の機関に限定されているものであり、沖縄防衛局長は一般私人の立ち得ない立場、すなわち、「固有の資格」において前記取消処分の名宛人となったものですから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第7条第2項により同法の適用は除外され、沖縄防衛局長には行政不服審査法に基づく執行停止申立ての適格は認められず、貴職は、このような申立適格を欠いた不適法な執行停止申立てにより執行停止決定をする権限はありません。それにも関わらずなされた本件執行停止決定の違法性は明らかです。

この点、貴職は、本件執行停止決定に付された理由において、「平成28年最高裁判決及び行審法の目的などに照らせば、本件撤回は、行審法第2条の「処分」、すなわち、「直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定する」ものに当たるのであるから、申立人は一般私人と同様の立場で処分を受けたといえるのであって、「一般私人が立ち得ないような立場にある状態」と解されている「固有の資格」においてその相手方となったものではないと認められる。」としていますが、行政不服審査法第2条にいう「処分」に該当するから同法第7条第2項にいう「固有の資格」に該当しないとすることは論理をなすものではありません。

すなわち、行政不服審査法は、第1条第2項において「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（以下単に「処分」という。）」と「処分」の定義をしていますから、同法に「処分」という語が用いられている場合には同義であり、同法第2条の「処分」と同法第7条第2項の「処分」は同義です。同法第7条第2項は、「国の機関又は地方公共団体その他の公共団体若しくはその機関に対する処分で、これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の相手方となるもの及びその不作為については、この法律の規定は、適用しない。」と定め、国の機関等に対する処分のうち、国の機関等が「固有の資格」において処分の名

宛人となっている場合には行政不服審査法の適用が除外されるものとしています。国の機関等に対する「処分」には、「固有の資格」において処分の名宛人となる場合とそれ以外の立場（一般私人と同様の立場）において処分の名宛人となる場合があることは明らかであり、「処分」に該当するから「固有の資格」に該当しないという論理は成り立ち得ないものです。そもそも、「処分」に該当すれば「固有の資格」に該当しないのであれば、「処分」に該当するか否かのみを判断すればよいのであり、同法第7条第2項はまったく意味のない規定ということになります。貴職が執行停止決定に付した理由は一見明白に不合理なものであり、本件執行停止決定の違法性は明らかです。

また、公有水面埋立ての承認処分について「固有の資格」を否定することは、運輸省・建設省が示していた行政手続法についての理解との整合性も認められません。行政不服審査法第7条第2項の「固有の資格」と行政手続法（平成5年法律第88号）第4条第1項の「固有の資格」は同義と理解されていますが、運輸省港湾局管理課長・建設省河川局水政課長通達「行政手続法の施行に伴う公有水面埋立法における処分の審査基準等について」（港管第2159号・建設省河政発第57号平成6年9月30日）は、「法に規定する免許等の処分のうち、行政手続法第5条の適用を受ける次の表の「処分名」の欄に掲げるもの」として、公有水面埋立免許（法第2条第1項）を挙げる一方、公有水面埋立承認は挙げていないことから、公有水面埋立承認については行政手続法が適用されないとの理解に立っていたことは明らかです。

以上のとおり、本件執行停止決定に付された理由が行政不服審査法の解釈として成り立ち得ないことは明らかであり、また、国土交通省の前身である運輸省・建設省の発した行政手続法の適用を受ける公有水面埋立法における処分についての理解との整合性を欠いていることは明らかですから、貴職において再考され、直ちに本件執行停止決定を取り消すことを求めます。

貴職が本件執行停止決定を取り消さない場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の13第1項の規定に基づき、国地方係争処理委員会に審査を申し出ることとなりますので、このことについて、同条第7項の規定に基づき、あらかじめ通知します。